

令和8年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 完成土地収益	50,386 千円
-------------------	------------------

第1項 営業収益	5,832 千円
----------	----------

第2項 営業外収益	44,554 千円
-----------	-----------

支 出

第1款 完成土地費用	850,273 千円
-------------------	-------------------

第1項 営業費用	634,595 千円
----------	------------

第2項 営業外費用	195,678 千円
-----------	------------

第3項 予備費	20,000 千円
---------	-----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,877,943千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 5,840,110 千円

第1項 南本牧埋立事業収入 5,840,110 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 14,718,053 千円

第1項 埋 立 事 業 費 698,053 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 14,000,000 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 213,381 千円

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春